

北広島市フレンドリーセンター条例廃止について

1. フレンドリーセンターの概要

所 在：共栄276番地15

構 造：鉄筋コンクリート造2階建、総面積 828 m²（1階 538 m²、2階 290 m²）

建築年度：昭和46年（築年数48年）

根拠法令：北広島市フレンドリーセンター条例及び条例施行規則



2. フレンドリーセンターの歴史

- 昭和46年4月 社会福祉法人富ヶ岡学園敷地内に「広島町立共栄小・中学校」として、防衛施設周辺防音事業を活用し校舎を建設し供用開始
- 昭和54年4月 「北海道札幌養護学校共栄分校」広島町から北海道へ移管するとともに、校舎については北海道に無償貸与
- 平成8年10月 「北海道札幌養護学校共栄分校新校舎」の供用開始に伴い、学校施設から社会教育施設として施設財産転用の承認を得る。
- 平成12年4月 承認後一部施設改修を行い、条例制定等を整備し「北広島市フレンドリーセンター」として供用開始。併せて、土地の所有者である社会福祉法人と、土地の賃貸契約を締結。
- 平成26年4月 「広葉交流センター」の開設に伴い、フレンドリーセンター陶芸窯等の備品については移管
- 平成29年4月 オープン時から使用されていた2階の書庫については、平成29年度の市役所新庁舎竣工にあわせ、旧庁舎に書庫機能を移管することとなった。

3. フレンドリーセンター条例廃止の経緯

（1）施設の老朽化に伴う大規模修繕及び耐震化の必要性

築48年の施設の長寿命化のためには大規模修繕が必要な状況となっており、耐震化の必要性があることから、今後活用する場合、大規模改修費及び耐震化に対する費用が多額となることが予想される。

(2) 活動場所の多様化

中央公民館のリニューアルや、広葉交流センター「いこーよ」のオープンなど、障がい者が集まるうえでのアクセスの良さや施設のバリアフリー化等により、フレンドリーセンター利用団体をはじめ、フレンドリーセンター事業の活動場所が多様化し、フレンドリーセンター以外での活動が主流となってきている。

上記の理由から、教育委員会としては、費用対効果等を勘案し、フレンドリーセンターを廃止することに伴い、フレンドリーセンター条例を廃止し、施設を解体することが最善であると考えるところである。

4. フレンドリーセンター条例廃止の影響

障がい者等の活動場所については、上記のとおり、中央公民館のリニューアルや、広葉交流センター「いこーよ」のオープンなど、障がい者が集まるうえでのアクセスの良さや施設のバリアフリー化により、活動場所が多様化し、センター以外での活動が主流となっている。なお、障がい児・者を対象としたフレンドリーセンター事業は、引き続き、市内外各施設において実施予定。

5. パブリックコメント後のスケジュール

- | | |
|----------|---------------------------------------------------------------------------|
| 2019年5月 | ・フレンドリーセンター廃止について教育委員会において議決
・フレンドリーセンター条例廃止について教育委員会へ意見聴取 |
| 2019年6月 | ・市議会第2回定例会に提案 |
| 2019年7月～ | ・フレンドリーセンター解体工事手続き、工事（工期：4～5か月）
・財産管理規則第31条に基づく財産処分完了の報告
・土地賃貸契約の解除 |